

## 第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会

開催日：平成24年2月8日（水）

時 間：18：00～19：00

場 所：石狩市総合保健福祉センター  
りんくる3F 視聴覚室

傍聴者数：1人

### 【出席者】

委 員：橋本委員長、橋本副委員長、当瀬委員、奥山委員、竹口委員、松原委員、山田委員、鎌田委員、本田委員、金森委員、藪中委員、岡本委員

※野村委員、渡辺委員、山内委員欠席

事務局：田森課長、桑島課長、久保田センター長、我妻課長、木澤主査、酒井主査、内藤主査、長谷川主査、中野主査、大浦主査、藤井主査、白川主査、鈴木（啓）主査、相原主査、高田主任、瀧坪主事、社協久保田課長

## 議事録

### 開会

#### 1. 開会

**事務局（田森）**：定刻でございますので、ただ今から第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会を開催いたしたいと思っております。本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日でございますけれども、渡辺委員、野村委員のお二人でございますが、悪天候により国道231号線が通行止めになりましたことから、欠席とのご連絡をいただいております。また、山内委員でございますが、所用のため本日ご欠席というご連絡を受けております。これにより現在の出席者は委員15名中12名となっており、当委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、過半数の出席をいただいておりますことから、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。次に事前配布させていただいております資料についてご確認をさせていただきたいと思っております。表紙が「第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会」という1部となっております、その中の資料1、資料2となっております。また、大変申し訳ございませんが、本日、資料2の方について、お手元に一枚ものがございますが、差替えのほどお願い申し上げます。以上でございます。それでは、これより委員長よろしくお願いたします。

#### 2. パブリックコメントの結果について

**橋本委員長**：とうとう第5回を重ねてまいりました。本日がおそらく最終回ということになろうかと思いますが、ご審議のほどご協力よろしくお願ひいたします。それではさっそくですけれども、会議次第の2、パブリックコメントの結果ということでご説明をお願ひいたします。

**事務局（瀧坪）**：それでは、私から資料1につきましてご説明いたします。

資料1、「パブリックコメントの結果」を見ていただきたいのですが、まずパブリックコメントの実施期間といたしまして平成23年12月15日から平成24年1月16日までの1ヶ月間を定め、意見を募集したところがございますが提出された意見はございませんでした。よって、当初の素案から大幅な変更を施すことなく次の資料2、石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画を提案させていただきます。

なお、前回第4期計画策定時におきましては9件のパブリックコメントをいただき、検討させていただいていることを参考までにご報告させていただきます。

私からは以上でございます。

**橋本委員長**：はい、ありがとうございます。ただいまお話がありましたように、ゼロということでしたので、非常に優れているのかもしれませんが、しかし、関心を持っていただければなということも少しこれからの課題になるかもしれません。委員の方からご意見をいただけますでしょうか。・・・よろしゅうございますでしょうか。そうしましたら議題の2についてはこれで終了ということで、次の次第、石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の案について、また事務局の方からお願ひいたします。

### 3. 石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）について

**事務局（瀧坪）**：続きまして資料2、石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画案についてご説明いたします。こちらの資料につきましては、前回の作成委員会でお示しした素案と内容の変更がないものが大部分を占めますので、まずは計画の構成と体系について、抜粋してご説明いたしました後、前回以降追加した箇所につきまして併せてご説明させていただきます。

まず、資料2を1ページめくっていただきまして、目次の部分ですが、本計画は3部構成となっております。第1部の総論では「計画の主旨」「高齢者を取り巻く現状と課題」「基本理念と基本目標」、第2部の高齢者保健福祉事業では「主要施策」「高齢期の健康づくりの推進」そして第3部の介護保険事業では「介護保険事業の基本方針」「高齢者介護のビジョンと目標指標」「介護保険事業量等の見込み」を示してございます。

まず第1部の総論でございますが、1ページ目をご覧くださいでしょうか。ここでは「計画の意義」ということで、本市の人口分布を示し、今後5年間で高齢化が加速度的に進展することを明らかにした上で、高齢者施策の重要性について言及しております。

次に2ページ及び3ページでございますが、この「第5期計画の策定の視点と課題」では本計画を策定するにあたり、どのような視点で諸問題をとらえて、計画の基本的な課題

としていくかという流れを載せております。基本的には第4期計画を踏襲する形で掲載しておりますが、本計画では特に、今般の計画策定に際し、北海道の指針に新たに追加された「地域包括ケア」、これは「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する」というものでございますけれども、この「地域包括ケア」の推進に関する事項を、第5期計画策定の視点及び課題として掲げております。

続きまして4ページの「計画の位置付けと期間」についてでございますが、本市においては平成18年度から、平成27年の高齢者の姿を念頭に置きながら、3年おきに3回の計画を策定していくこととしております。今回の計画はその最終段階の計画に当たりますので、基本的な流れとしては、前回及び前々回の計画をそのまま踏襲するものであり、前計画に修正を加え、本計画を策定していくという位置付けになります。

次に5ページから25ページに掛けますは、「高齢者を取り巻く現状と課題」について、人口の動向や高齢者、要介護認定者の現状及び昨年6月に行ったアンケート結果を抜粋し、掲載しております。

続いて26・27ページをご覧ください。ここでは第4期計画の各施策を検証することで、明らかになった課題を列挙してありまして、食・運動を通じた健康づくり等の推進や各種検診の受診率向上に向けた対策、地域ネットワーク体制の充実や介護予防を推進するためにそれをサポートする人材の育成、地域ケア体制の一層の整備を目的とした認知症高齢者やその家族へのサポート体制の強化、バリアフリーの推進や公営住宅の整備促進とともに除雪対策等が挙げられております。

また、28ページでは第4期計画において設定した地域密着型サービスにおける必要定員総数の目標値と実績値の比較、29ページでは同じく第4期計画において見込んだ介護保険サービスの実績検証を掲載しております。

次に30ページに進んでいただきまして、こちらでは当市における将来の人口を推計してありまして、平成18年をピークに減少している当市の人口は今後も同傾向を辿り、平成26年度には平成22年度の実績値である61,077人から220人減少した60,857人となると推計してあります。一方、高齢化率は一貫して増加し、平成26年には27.1%になると見込んであります。なお、31ページには各生活圈域別の人口動向を掲載してございますが、ここで厚田・浜益両圏域において前回開催時の資料に若干の補正が加わっておりまして、平成23年度のそれぞれ3つの圏域における高齢者数が、石狩圏域で前回資料12,801人のところ12,810人、厚田圏域で801人であったところ809人、浜益圏域で846人であったところを829人に訂正して本資料を作成させていただいております。

次に32ページに進みまして、本計画における基本理念となります「高齢者が安心して健やかに暮し続けられる はまなす薫まち いしかり」を前計画に引き続き今計画でも採

用し、33ページ以降の基本目標についても同様に、5つの目標を前計画からそのまま踏襲しております。

続きまして35ページを見ていただきたいのですが、ここでは、5つの基本目標に対して、それぞれ施策の方向を示し、先程の26ページから29ページに掛けての課題を踏まえて施策を取り進めていくこととなります。

さて、続きまして36ページから50ページの第2部におきまして、高齢者保健福祉事業の主要な施策の内容を掲載しておりますが、先程ご説明いたしました第4期計画の分析から見えてきた課題及び基本目標に対応する各施策としてより具体的に示しております。なお、構成としては36ページから39ページにおいては主要施策の体系、40ページ以降につきましては個別具体的な施策の内容を掲載してございます。ここでは、40ページ以降の具体的な施策の内容についてその一部を抜粋してご説明いたします。

40ページをお開きください。「高齢期の健康づくりの推進」に位置付けられる「健康増進の推進」として項番9、「食を中心とした健康づくりの推進」を掲げ、高齢者の健康状態に合わせた食生活の支援を目的とした栄養相談を実施いたします。また、食生活の自立を支援するために料理教室等を開催いたします。

次に41ページの「介護予防の推進」でございしますが、項番3の「介護予防サポーターの養成」として、介護予防の知識を深め、また地域での介護予防教室等をサポートしてくれる人材の育成を図るために、介護予防サポーター養成講座を開催することでその実効性を確保してまいります。

続きまして42ページをご覧ください。「高齢者の自立を支えるサービス提供の推進」の中の「総合的なサービス提供体制の整備」として、項番1「りんくる相談センター」の機能充実についてでございますが、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談・支援事業③権利擁護事業④包括的継続的ケアマネジメント支援事業の4事業を展開することで高齢者の総合的な支援に取り組みます。また、地域包括支援センターの認知度が低いという現状を鑑み、地域包括支援センター業務に関する周知や啓発を積極的に推進するとともに地域において気軽に相談できる場の確保に努めてまいります。

次に46ページの「高齢者を地域で支えるコミュニティづくり」の中に位置付けられる「地域ケア体制の整備」でございしますが、項番3の「認知症等高齢者の地域支え合い活動の促進」として、先程第4期の課題の部分において申し上げたところでございますが、認知症高齢者やその家族へのサポート体制を強化するため、徘徊高齢者等SOSネットワークの充実強化や、認知症になっても安心して安全に生活できるために気軽に利用できる社会資源の創設、促進に努めてまいります。

次に50ページに進んでいただきまして、「高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進」の中の「良質な住宅の普及促進」として、項番2の「高齢者向住宅の整備促進」でございますけれども、こちらは44ページの「施設サービスの充実」のための施策を兼ねているものでございますが、高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けら

れるよう、高齢者住宅や、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正を経て新たに創設されたサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の多様な住まいの整備を促進してまいります。

続きまして第3部介護保険事業についてでございますが、51ページにおいて基本方針を掲げております。その内容は、介護保険制度のしくみやサービスについて周知を図ること、地域支援事業等の推進を図ること、住み慣れた地域で暮らせるように環境・体制の整備を図ること、在宅介護が困難な方への支援体制づくりを進めること、必要なサービス量の安定的確保と供給に努めること、サービスの質的向上を図ること、低所得者に配慮した適正な保険料設定に努めること、この7点としております。

次に52ページに進んでいただきまして、平成26年度の高齢者介護の姿についてですが、介護予防の推進により多くの高齢者が元気に暮らしていること、在宅を中心とする介護サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して生活していること、要介護度が重度な高齢者は、状況に応じて希望する施設で満足のいくサービスを受けていること、この3点を目指し、本計画を推進してまいります。

次に53ページをご覧ください。ここでは、被保険者数の将来推計について掲載してございます。第1号被保険者数は今後とも増加傾向で推移し、平成26年度には16,512人と見込まれ、54ページのグラフに示されておりますとおり、被保険者数に占める第1号被保険者の割合は、平成26年度においては44.4%にまで増加するものと推計されます。

次に55ページ、認定者数の将来推計についてでございますが、認定者数は一貫して増加し、平成26年度には2,817人になるものと見込んでおります。また、56ページにおきましては、圏域別認定者数の推計が掲載されておりますのでご覧ください。なお、ここで大変恐縮ではございますが資料の訂正をさせていただきたく存じます。ここ56ページの圏域別認定者数でございますが、平成22年度の浜益圏域における認定者数が149人となっておりますが、139人に訂正をお願いいたします。またそれに伴い、高齢者数に占める認定者率につきましても、17.5%とあるところを16.4%と訂正させていただきます。

次に57ページから60ページに掛けては、給付対象サービスの見込みについて掲載しております。こちらは、厚生労働省から提供されたワークシートをもとに、平成22年度及び平成23年度のサービス利用実績をもとに、要介護度別、医療ニーズの高低等の身体状況別及びサービス種類別のサービス受給率を算出いたしまして、平成24年度以降の数値を推計しております。

まず、介護給付サービスに関しましては、介護保険施設サービスを除く、居宅サービス、地域密着型サービス等につきまして、各サービスとも認定者数の増加等に伴い、利用者数は上昇するものと見込んでおります。介護保険施設サービスについては、現在ほぼ全ての施設において満床であることや、昨年6月に実施したアンケートの結果として、居宅系サ

ービスを利用しながらの在宅生活を希望される方が大多数であったこと等を考慮し、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでおります。介護予防給付サービスにつきましても、介護給付サービスと同様に、各サービスとも認定者数の増加等に伴いまして、利用者数は上昇するものと見込んでおります。

次に61ページに進んでいただきまして、こちらは先程ご説明いたしましたサービスの中の地域密着型サービスの提供量を圏域別に示してございます。表中①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましても、平成24年度より新たに創設された新サービスでございまして、現在は提供事業者がないため、提供量は「0」となっておりますが、平成26年度に石狩圏域に1箇所、現時点の構想では連携型での事業者の参入を予定し、平成26年度には年間300人の利用者を見込んでおります。

また、⑤の認知症対応型共同生活介護、グループホームについては、平成26年度に浜益圏域にございますグループホームはまますなごみの定員を7名から9名に増床することを計画いたします。

次に⑦の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模特別養護老人ホームについてでございますが、こちらも平成26年度に浜益圏域にございます特別養護老人ホームはまますあいどまりの現在定員20名に対し、7名分増床し、定員27名とすることを計画いたします。なお、この件に関連いたしまして、「浜益区特別養護老人ホームの増設を求める陳情」が市議会議長に提出されております。こちらにつきましても本計画の概要を引き続きご説明いたしました後、最後にご報告いたしますとともに、ご審議を賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

62ページから63ページに掛けましては地域支援事業と地域包括支援センターについて掲載しておりますが、前回と同内容でございますので説明を省略いたします。

次に65ページに進んでいただきまして第4章「介護保険事業費等の見込みと保険料」についてでございますが、こちらは、前回開催時の資料にはなかった部分でございます。なお、前回開催時においては次年度の介護報酬の改定率が決定しておりませんでした。先頃、北海道より情報提供がありましたのでご報告させていただきます。平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、在宅サービスにおいて+1.0%、施設サービスにおいては+0.2%ということで合わせて1.2%のプラス改定ということで決定されております。65ページの表に関しましては、先程ご説明いたしました平成24年度以降の利用者見込み及び報酬改定等を考慮して算出した介護給付費の見込み額を示しております。3年間の介護保険事業の給付費見込み額は約113億8,100万円となり、これに地域支援事業費の約3億4,100万円を加えた総額は約117億2,200万円となります。

次に下の円グラフを見ていただきたいのですが、グラフに示すとおり、総給付費のうち、50%については、調整交付金の5%、国、道からの負担金の32.5%、市負担金の12.5%で支出し、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で支出します。

前計画時に、第1号被保険者の負担割合が20%、第2号被保険者の負担割合が30%だったものが、平成24年度からは、被保険者数に占める第1号被保険者の割合が増加しているため、第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%にそれぞれ負担割合が変更となっております。本計画での第1号被保険者の保険料収納必要額は、後程ご説明いたします介護給付費準備基金の取り崩しと北海道介護保険財政安定化基金の取り崩し等による影響額も含めて約23億6,500万円になります。

続きまして66ページの「基準所得金額の変更について」でございますが、介護保険法施行規則の一部改正を受け、国で定められた「第6段階」の基準所得金額200万円が190万円に変更されることに伴い、本市の所得段階別設定におきましても、「第6段階」の基準所得金額が125万円以上190万円未満に、「第7段階」の基準所得金額が190万円以上350万円未満に変更することといたします。

次に「保険料上昇を抑制するための方策について」でございますが、前回開催時にもご審議いただきましたとおり、介護給付費準備基金の取り崩し及び北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しの2つを行うこととしております。

まず、介護給付費準備基金の取り崩しについてでございますが、平成23年度末時点で、市の準備基金残高は1億2,000万円程度と推計され、介護保険財政の安定に要する基金残高を確保しつつ、8,000万円を取り崩すことで保険料を抑制します。

次に、北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しについてでございますが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、この財政安定化基金の取り崩しが可能となりましたことから、石狩市に対して返還される33,769,668円を充てることで、保険料の上昇を抑制します。

続きまして67ページ、「費用負担の能力に応じた負担の要素強化について」でございますが、現在実施している8段階の多段階設定を継続するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い各保険者の判断で「第3段階」の一部に独自の軽減率を設定することが可能になったことから、現在「第3段階」に属する方のうち年金収入と合計所得の合計が120万円以下の方を「特例第3段階」として新たに設定し、基準額に対する割合を「0.625」とすることで、費用負担の能力に応じた負担の要素を更に強化してまいります。

各段階の負担割合については、68ページの表をご覧ください。

次に69ページでございますが、こちらにつきまして、大変恐縮ではございますが本日配布させていただいております差替えをご覧ください。所得段階別の被保険者数ですけれども、こちらは平成22年度末の所得段階別加入割合から平成24年度以降の数値を推計したもので、第1号被保険者数の3年間の合計は47,472人と予想しております。これを所得段階別の加入割合で平均化すると、表の一番下にありますように、3年間で46,155人となり、この人数が保険料を算定する際の基準となります。なお、所得段階別加入割合について、端数処理に一部誤りがあったため、たいへん恐れ入りますが差し替え資料をもって訂正をさせていただきます。

続きまして70ページでございますけれども、同じく差替えページ裏面の70ページをご覧ください。先に送付いたしました資料の同ページにおきましては、第1号被保険者保険料の月額として、小数点以下を切り捨てた額が掲載されておりましたが、端数を明示した形に修正させていただきましたのでご了承願います。70ページ上段に掲載いたしましたとおり、第1号被保険者の保険料に関しまして、65ページ以降でご説明いたしました内容を踏まえて算出すると、3年間一律の保険料基準額が月額で4,450円となり、現在の基準額である4,300円から150円の上昇となります。

なお、各所得段階別の保険料額は下の表のとおりとなっております。

最後に71ページをご覧ください。「計画の推進を図るために」ということで、元気な高齢者には積極的な社会貢献を含め地域づくりにも関わってもらう必要があり、介護を必要とする高齢者に対しては、地域ぐるみでの見守りや介護支援が必要となってくることから、市内における連携の推進、計画の進行管理、広報・PRの充実、市民・団体・事業者等との協働の推進という、4つの推進体制を整えていきます。

以上で資料2の説明を終わりますが、ここで先程申し上げました「浜益区特別養護老人ホームの増設を求める陳情書」につきまして、ご説明させていただきます。陳情の趣旨の概要でございますが、浜益区における生産年齢人口の減少や高齢化率の上昇により地域全体の活力の低下を問題点として挙げられた上で、介護施設の入所待機者の現状及び合併時まちづくりプランの中で掲げた浜益区の特別養護老人ホームの増設計画に照らし、恒久的な地域活性化策の1つとしての側面を併せ持つことから、現在定員20床から30床増床する形で広域型の50床への特別養護老人ホームの増設を求められているものであります。当市の見解といたしましては、広域型の特別養護老人ホームの増設では、圏域調整が必要になることや、現在の市内、特別養護老人ホームの定員が279名と、管内での比較において、65歳以上定員率が約2倍と充足率が高く、平成22年度の介護給付費も江別市に継ぎ2番目に高いこと、更には保険料の上昇にも大きな影響があること等から難しいものと考えておりますが、定員29名以内の小規模特養としての増床（本計画（案）+2）は、市内待機者の解消や安定的な運営が図られるということも考えられますことから、委員の皆様におかれましては、当市の置かれている状況等も考慮いただきました上で、ご審議賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**橋本委員長：**ありがとうございました。第1回から振り返ってみますと、ここで検討してまいったことが次から次へと報告されまして、最終的に増床というようなことがひとつの変更として加わりました。第5期計画での様々な特徴を振り返ってみますと、定期巡回・随時対応型訪問介護というのが平成26年度からスタートすることとなる、それからグループホームはますますなごみが7から9へ、さらに特養はますますあいどまりが7床増床というのが素案として検討された中にあったことなんですけれども、それに加えて、ただ今最後の方で説明ございましたのが、市議会議長あての陳情ということで、ひとつの方針

として7床増床から9床増床へということで、ここで検討を図りたいということ、それがポイントになろうかと思えます。これらの基本枠につきまして、あるいはただ今報告のありました全体像も含みますけど、委員の皆さまからご意見あるいは確認などございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。・・・そうしましたら、私の方からお尋ねしてよろしいですか。浜益の待機者というのは、前回やその前からご説明いただいたかと思えますが、どのくらいの待機状況でしょうか。

**事務局（田森）：**市内の待機者ですが、重複を含め231名となっております。ここから重複申込者、グループホームや特別養護老人ホーム等に入っている方々を除き、更には、6ヵ月以内の早く入りたいという申し込みをされている方で要介護度が3以上の方を対象といたしますと、昨年8月1日現在でございまして、58名となっております。また、緊急性が高いと思われる介護度5の方は、只今の58名のうち10名となっております。以上でございます。

**橋本委員長：**ありがとうございました。ちなみに浜益圏域では高齢化率50.6%という厳しい状況がかたやある。ということは、地域密着型のご利用性というのは、在宅重視と言いながら非常に大きな課題なのかなという感じがします。その他ご質問なりご意見なりありましたらよろしく願いいたします。

**当瀬委員：**先ほど50床の話が出た時に「広域型」ということが触れられていたと思えますが、これは「地域密着型」に対する「広域型」ということで、石狩市の方じゃなくても入れるということですか。

**事務局（田森）：**ただ今事務局の方からご説明いたしました「広域型」それから「地域密着型」の二つに分かれますが、「広域型」といいますのは30床以上の特別養護老人ホームを指しておりまして、石狩市内・市外に関わらず、優先度の高い方が入所できるということになっておりまして、圏域調整が必要になり、石狩市単独で施設整備を決定することができません。

**当瀬委員：**ということは、特養に入所ができるのであれば、実際に今生活している所から多少離れていてもっていう方が希望されても入れるということですね。

**事務局（田森）：**そうですね。石狩市外の方でも入所ができるということになります。

**当瀬委員：**それは今この圏域で求められているということなんですよ。

**事務局（田森）：**圏域で求められているということではないと思いますが、基本的に施設整備を各保険者、自治体がするということになりますと、施設の整備費がかかってまいります。先ほどもご説明いたしましたが、市外の高齢者の方も入所できるということになります。そういう意味では、広域型というのも全国的には必要という部分では認識しておりますけれども、現在、石狩市内では、定員が279名となっており、石狩管内でも、65歳以上の定員率でいきますと、約2倍の定員の施設整備をしておりますと、できるならば市内の方が間違いなく入れ、待機者が解消できる地域密着型ということで今回は進め、状況を見たいと考えております。現在、はまますあいどまりが20名の定員で地域密着型小規

模特養を運営しております。で、新たな地域密着型小規模特養でありましても、定員が29名と考えますと、介護給付費が大幅に増えることになり保険料にも大きな影響が出るということもございます。先ほどの施設の充足率を考えますと、やはり今回ご提案をさせていただいております7床の増床で、介護度の高い要介護5の方々の一定程度の解消ができるのかなということ、この度、当初7名という計画をさせていただいておりましたが、現在は定員が20名ですので、2名増の9名までの増床でも定員29名の地域密着型小規模特養という枠の中になりますので、その可能性につきましてご審議をいただければと思います。

**当瀬委員：**わかりました。いくつか意見のあった中で、今回の提案としては7床増床ということだったんですね。

**事務局（田森）：**「当初は」ということではそうです。

**橋本委員長：**もしご意見が出ないようでしたら、今のご説明にもありましたように定員20床の現状から7を増やす、しかし、上限の29という部分がありますので、29上限まで定員数の増を計画の中で盛り込もうということです。これについて、ご了解をいただくということによろしいでしょうか。

**全委員：**はい。

**橋本委員長：**ありがとうございます。それでは2床を加えて9床の増床ということで第5期計画に盛り込むことで進めていくことによろしくお願いします。ほか、保険料ですね。前回は基本枠として、試算の報告がございましたけれども、最終的にこの策定委員会において保険料というものを答申として出さなければなりません。ただ今事務局からの報告でも前回同様に算出の経緯あるいは保険料を8段階あるいは第3段階に新たに（細分）軽減率を盛り込んでいくというようなことから4,450円という基本額が出ている訳ですけども、これについて、ご質問や確認があればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

**橋本副委員長：**保険料が、石狩管内では江別市に次いで2番目ということですけども、道内で一番安い所はいくらぐらいなんですか。石狩管内でもいいですが。

**事務局（田森）：**管内でもよろしいでしょうか。現行でいいますと、江別市、北広島市、千歳市、恵庭市、石狩市と市がございまして、基準額でございますが、江別市が3,980円、北広島市が3,800円、千歳市が3,139円、恵庭市が3,000円となっております。第5期の部分につきましては、他の自治体においても今後、策定委員会が開催される状況でございますので、金額については差し控えたいと思いますが、大幅に、だいたい700～800円程度上がるというふうに聞いております。

**橋本副委員長：**他は700円上がって、石狩市は150円で済んだということですか。石狩市が高いのは施設が多いからということですか。

**事務局（田森）：**施設整備の部分も先ほどもご報告差し上げました通り、石狩管内では特別養護老人ホームが、65歳以上の高齢者の割合でいくと約2倍となっておりますので、給付

費も江別市に次いで2番目に高い。で、この保険料の積算ですが、この給付費に対しまして50%が公費負担、もう50%のうち40～64歳のいわゆる第2号被保険者負担が第5期では29%、65歳以上の第1号被保険者負担が21%であり、この介護保険給付費に対して保険料が決まってまいりますことから、介護保険給付費が多いということになりますと、どうしても保険料に跳ね返りが出てくるということになりますので、介護給付費の増減というのはやはり大きな要素になると考えております。

**橋本副委員長：**少ないに越したことはないと思うので、残すとは言わないけど、施設から在宅へというのは確かにその通りだと思うんですけど、1号の方が増えてくると、割合として保険料は3年ごとに上がっていくんだと思うんですけど、3年後、6年後の試算みたいなものは人口推計ができると思えると思うんですけど、いかがでしょう。

**事務局（田森）：**実は今回の第5期の計画では、高齢者率とか介護給付費というのは今回の介護報酬の改定も含めまして試算をしているところですが、平成27年度以降の試算等についてはしていないというのが現状です。また、橋本副委員長からお話がありました通り、介護給付費というのは高齢者が増えますのでどうしても増えるという要素にはあると思います。そういう中では今回、法改正に伴いまして初めて財政安定化基金の取り崩しがあったということ、また今回の第5期において、石狩市では準備基金から8千万円を取り崩せた、このような要素も次期計画の策定時にどのような状況になっているのかという部分も大きな要素になるかと思えます。そういった中では、今回4千万円の基金を残して少しでも時期の軽減財源として残したいという部分もございます。

**橋本委員長：**その他ご発言はないでしょうか。そうしましたら、少しまともに入りたいと思いますが、本日第5回ということでこれまでを振り返ってみますと、石狩市の現状あるいは第5期計画に向かっての高齢者の推移やアンケートによるニーズの確認、それからまた健康増進であるとか介護予防であるとか具体的な制度のありよう、また介護保険自体の具体的な、今日は一つの象徴でございますけれども、介護保険料をどういうふうに設定するかということで審議してまいりました。それらを総じてまとめたものがお手元の案ということでございますけれども、この案につきまして、本委員会ではこれで取り進めていくということでご了承いただいでよろしいでしょうか。

**全委員：**はい。

**橋本委員長：**ありがとうございました。そういたしましたら、具体的な答申と申しますか、この委員会自体が諮問によってスタートしておりますので、答申をしなければなりません。その答申の内容、それからこの計画そのものにつきましても、委員長を務めさせていただきました私の方にご一任をいただくということで、この諮問に対してお答えするというところでよろしいでしょうか。

**全委員：**はい。

**橋本委員長：**ありがとうございます。ここまで進めてまいりましたけれども、これで第5期計画、正確には石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画についての審議は

終了とさせていただきます。それでは、次第のその他ということで事務局からごさいませうでしょうか。

#### 4. その他

**事務局（田森）：**事務局の方からご報告申し上げます。委員の皆様のご尽力により、本日の委員会もって、最終の答申案が決まりました。誠にありがとうございます。委員会委員の任期は平成24年7月31日まででございますが、第5期計画についての審議は実質的に終了いたしました。つきましては、本市の行政の立場で保健福祉部長の鎌田から一言、ご挨拶を申し上げます。

**鎌田部長：**今日は最後の委員会ということで、お礼を兼ねて一言ご挨拶申し上げたいと思います。一応私も保険者という立場の中で委員の一員として参画をさせていただきましたけれども、いわゆる行政側の立場もございませうので、原案を作るに当たって、皆さんに諮る素案を示すに当たって、私も幾ばくか関係をしておりませうので、立場上意見がなかなか言えないという中でこれまで審議をさせていただきました。橋本委員長を始め総勢15名の委員の皆さまには、延べ5回に亘ってご審議をいただき、また熱心な討論をしていただきまして、改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。今回の計画の策定に当たりましては、これまでのご審議の中で議論いただきました。サービスの給付量、あるいは保険料につきましても、一応向こう3年間の原案が固まったところでございませう。実は私、介護保険制度がスタートして12年間ずっとです、福祉部門に関わりを持っておりませうので、制度の推移を見て来たところでございませうけれども、この制度自体が当初、介護が必要な方を社会的に全体で支えるという形でスタートした制度でありませうけれども、ここに至ってどうしても大きな節目が来ているのかなと思っております。第4期の計画の策定時にも感じたところなんですけれども、年々増加する給付費に対して、その財源をどう確保するかというのが一つの大きな焦点ということで、当たり前のことなんですけれども、どうしてもこの財源の半分を占める保険料の額がいくらになるのかということが非常に注目されて、制度としていかに給付と負担のバランスを保ちながら進めていくかという部分においては、少なからず限界を感じております。今国では、社会保障と税の一体改革ということが議論されてございませうけれども、今後この制度をどういうシステムの中で維持していくのかということも問われていく時期に来ていると思っております。今回150円の保険料の値上げということでございませうが、第4期の時にも値上げの部分で非常にご尽力いただいたところなんですけれども、他の自治体につきましては、色々な手立てをしながら据え置きという形で石狩市が札幌市を除いて管内トップの保険料ということになりました。そういった部分で、本来は先ほど橋本委員からもありましたように、高齢化が進んで認定者が増えるということで保険料は間違いなく上がります。そういった中で、施設サービスをこれからどうするかということはあるんですが、とりあえずこの第5期につきましては現在の充足率を保持しながら、施設サービスについ

では少し様子を見ようという形の中で進めさせていただきました。今後、第5期の3年間を進めて、第6期の計画の策定に当たっては、また施設サービスというのが、現実問題として待機者の方もいらっしゃいますので、そういった部分も考えなければならないだろうと思います。そこで、やはり給付と負担のバランスをどうとるかというのが大きな課題になるかなと思っているところでございます。本日でこの策定委員会は終了となりますが、先ほど事務局からもありましたように、委員の皆さまについては任期はまだ残っております。今後、計画の推進を図るために更なるご意見を賜る機会もあろうかと思っているところでございますので、引き続きご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。各委員のこれまでの尽力に感謝申し上げお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

**橋本委員長**：私もつたない進行を務めさせていただきました、ご協力賜りましたことを深く感謝申し上げます。また、石狩市はフォーマルなサービスだけではない、インフォーマルな地域のつながりや協力や近所の力によって作り上げていかなきゃいけないところが、益々重要視されます。特に地域包括ケアという形の中では、もう一回見直していかなくてはいけないというところで、私たちもまた一層の協力をし、作っていかなきゃいけないと考えております。どうぞまたよろしくお願いします。ありがとうございました。

**事務局（田森）**：それではこれをもちまして終了したいと思います。本日はありがとうございました。

平成24年3月7日 議事録確定

委員長署名 橋本伸也